

一般料金契約

～個別約款～

2022年10月1日実施

ヘーベルガスSupplied by 大阪ガス

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 料金	1
4. その他	1
付則	2
(別 表)	3

1. 用語の定義

本個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「一般料金契約」とは、ヘーベルガスSupplied by 大阪ガス 基本約款及び本個別約款に基づきお客さまと旭化成ホームズ株式会社（以下「当社」といいます。）との間で締結する自由料金契約をいいます。

2. 適用条件

本個別約款は、お客さまが一般料金契約を希望された場合に、適用いたします。

3. 料金

当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は基本約款19の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。なお、本個別約款による平均原料価格の算定にあたっては、基本約款19(2)②を以下のとおり読み替えるものといたします。

② 平均原料価格（トン当たり）

別表第3に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が177,860円以上となった場合は、177,860円といたします。

（算 式）

平均原料価格

＝トン当たりLNG平均価格×0.9476

＋トン当たりLPG平均価格×0.0569

4. その他

その他の事項については、ヘーベルガスSupplied by 大阪ガス 基本約款を適用いたします。

付則

1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2022年10月1日から実施いたします。

ただし、2022 年 10 月から 2023 年 4 月分の料金の算定にあたっては、下記 2 の通りといたします。

2. 「19 単位料金の調整」(2)②177,860円(以下「上限価格」という)について

(1) 本個別約款の実施に伴う移行措置として、上限価格を以下の通り読み替えます。

2022 年 10 月および11 月の料金に適用する平均原料価格（トン当たり） 102,540円

2022 年 12 月の料金に適用する平均原料価格（トン当たり） 115,090円

2023 年 1 月の料金に適用する平均原料価格（トン当たり） 127,640円

2023 年 2 月の料金に適用する平均原料価格（トン当たり） 140,190円

2023 年 3 月の料金に適用する平均原料価格（トン当たり） 152,740円

2023 年 4 月の料金に適用する平均原料価格（トン当たり） 165,290円

(2) 上限価格は、2022 年 5 月から 7 月までの平均原料価格の 1.6 倍としております。また、各月の平均原料価格が継続して上限価格以上となることが見込まれる場合等には、民法第 548 条の 4 および基本約款 2 の規定により、上限価格を見直すことがあります。

(別 表)

料金表

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が100立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 使用量が200立方メートルを超え、350立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F 使用量が350立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表G 使用量が500立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表H 使用量が1,000立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表

① 料金表A

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	759.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	----------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	174.81円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 3 6 4. 8 1 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 4 4. 5 2 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表 C

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 6 3 5. 7 4 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 9. 1 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表 D

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	2, 0 7 4. 7 2 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 4. 7 1 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	3, 5 0 6 . 7 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	-------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 7 . 5 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	3, 8 3 4 . 7 2 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	-------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 6 . 6 2 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑦ 料金表G

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	6, 9 8 1 . 9 4 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	-------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 0 . 3 2 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑧ 料金表H

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	7 , 3 0 7 . 8 7 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	--------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 0 . 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。